

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 時価評価の対象となる売買目的有価証券

Q :平成12年度の改正で、有価証券について時価評価が導入されたと聞きました。すべての有価証券を時価評価するのでしょうか。

A :売買目的のものが対象になります。

【解説】

平成12年度の改正では、法人が保有する有価証券は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から、その保有目的に応じて、「売買目的有価証券」「満期保有目的有価証券」「その他有価証券」に区分し、このうち売買目的有価証券について時価評価が適用されることになりました。

売買目的有価証券とは、①短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの、②その取得の日において、短期売買目的で取得したものである旨を、売買目的以外の目的で取得した有価証券とは区分された勘定科目で帳簿に記載することにより明らかにしたもの、③金銭信託のうち、金銭支出日において信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を、その金銭信託以外の金銭の信託財産に属する有価証券とは区分された勘定科目で帳簿に記載することにより明らかにしたものに属する有価証券、とされています。

つまり、いわゆるトレーダーなど専担者が短期売買目的で取得取引を行ったものや、売買目的であることを示すために「商品有価証券」などの勘定科目で、他の有価証券と区分して帳簿記載しているものが税務上の売買目的有価証券として時価評価の対象となります。



KIMIYO・I